

本格焼酎・泡盛輸出促進ネットワーク設置要領

令和3年3月11日

(名称)

第1条 本会は、本格焼酎・泡盛輸出促進ネットワーク（以下、ネットワーク）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、本格焼酎・泡盛の輸出促進のため、参加者間で、蔵元等に対する輸出支援事業等について情報共有・意見交換・個別事業の連携等をより円滑に実施することを目的とする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 海外コンクール団体やインフルエンサーと連携した本格焼酎・泡盛の海外での認知度拡大・プレゼンス向上に関する情報共有・意見交換・連携
- (2) 支援機関等による各種商談会の情報共有及び民間組織への情報提供
- (3) 行政の各種支援策の情報共有及び民間組織への情報提供
- (4) 参加機関同士による、上記案件を含む輸出拡大に向けた個別事業の連携検討・実施
- (5) 海外EC運営事業者との連携
- (6) 会議、セミナー、講演会の開催、メールマガジンの配信等を通じた上記情報の発信・共有
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 ネットワークは、ネットワークの目的に賛同し、本設置要領の定めに同意する法人、個人または任意団体による会員及び事務局によって構成される。

(会員)

第5条 会員になろうとする法人または個人は、別に定める入会申込書に必要事項を記載して事務局に提出する。また、退会を希望する法人又は個人は、事務局にその旨を連絡する。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、経済産業省 九州経済産業局 国際課及び（一社）九州経済連合会 国際部におく。

(事務局の業務)

第7条 事務局はネットワークの活動に必要な事務を所掌し、第3条に定める各種活動を実施する。

(個人情報の取扱)

第8条 事務局が入手した個人情報については、本ネットワークの活動の範囲内でのみ使用し、本人の同意なしに第三者に開示、提供しない。

(ネットワークの運営に関する協議)

第9条 この設置要領に定めることのほか、ネットワークの運営に関する事項は、会員及び事務局にて協議の上、定める。

(活動のレビュー)

第10条 本ネットワークの活動は、発足から3年後にレビューすることとし、その後の活動・継続については業界等の状況を見つつ判断することとする。

付則

本設置要領は、令和3年4月1日から適用する。